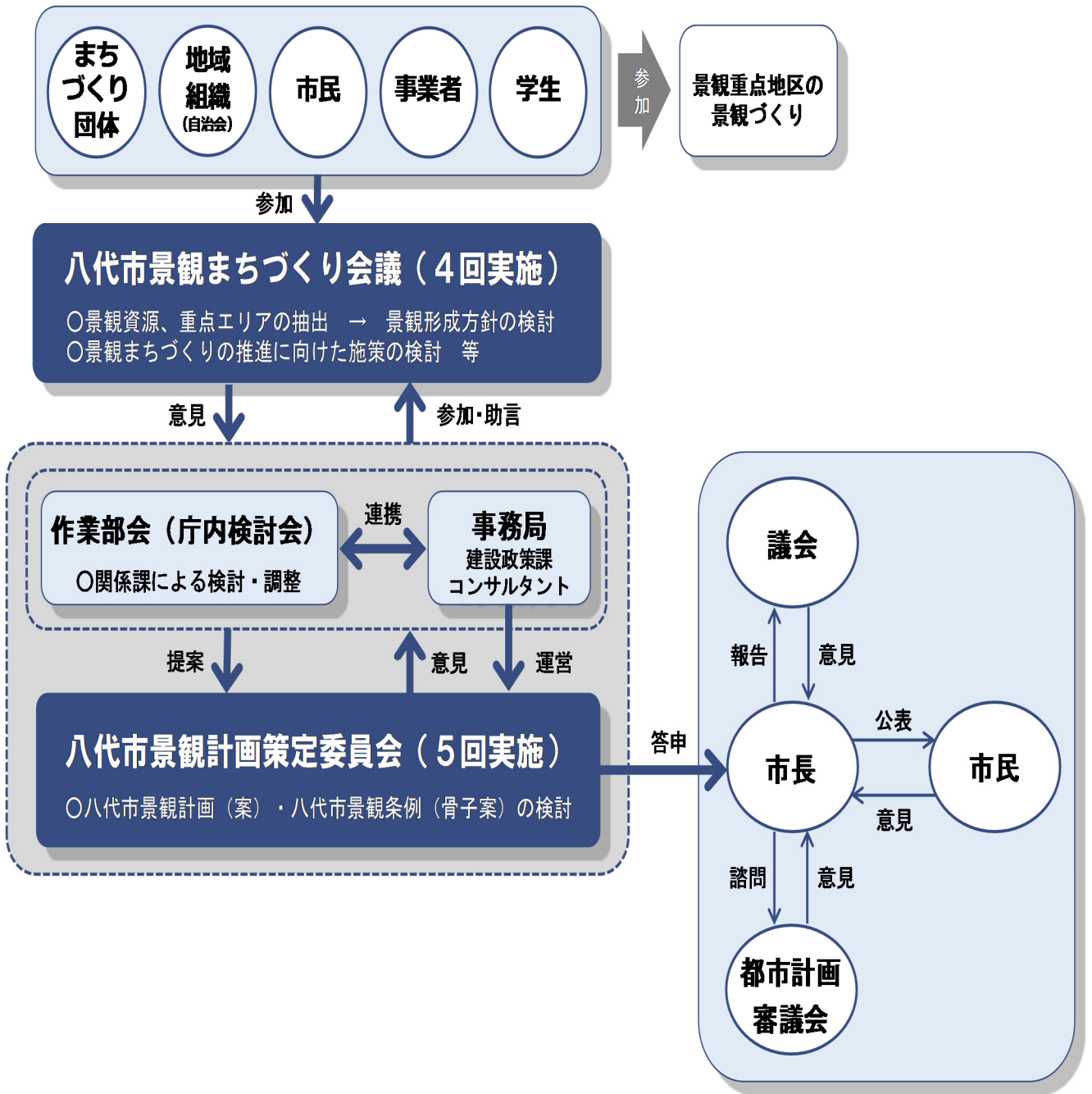


資料編

1. 八代市景観計画の策定経過等

(1) 策定体制



(2) 策定経過

年月日	事項
平成 29 年 1 月 30 日	支援委託業務の着手
平成 29 年 3 月 10 日～ 3 月 31 日	市民対象アンケート調査の実施
平成 29 年 3 月 24 日	八代市景観計画策定委員会設置要綱の制定・施行
平成 29 年 4 月 18 日～ 5 月 12 日	職員対象アンケート調査の実施
平成 29 年 4 月 27 日～ 5 月 19 日	学生対象アンケート調査の実施
平成 29 年 5 月 17 日～ 6 月 30 日	八代市景観まちづくり会議メンバーの募集
平成 29 年 7 月 30 日	やつしろ景観まちづくりセミナーの開催
平成 29 年 8 月 29 日	八代市景観計画庁内勉強会（職員勉強会）の開催
平成 29 年 9 月 5 日	第 1 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 29 年 10 月 14 日	第 2 回八代市景観まちづくり会議の開催、まち歩きの実施
平成 29 年 12 月 20 日	第 1 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 1 月 20 日	熊本県地域景観セミナーIN 八代の開催
平成 30 年 1 月 24 日	第 3 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 30 年 2 月 2 日	第 1 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 30 年 2 月 28 日	第 4 回八代市景観まちづくり会議の開催
平成 30 年 5 月 10 日	第 2 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 30 年 6 月 27 日	第 2 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 8 月 7 日	第 3 回八代市景観計画策定委員会の開催、景観資源見学会の実施
平成 30 年 9 月 19 日	第 3 回八代市景観計画策定委員会作業部会の開催
平成 30 年 10 月 26 日	第 4 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 31 年 1 月 11 日	第 5 回八代市景観計画策定委員会の開催
平成 31 年 2 月 5 日	委員会から市長への八代市景観計画（案）の答申
平成 31 年 3 月 4 日～ 4 月 2 日	八代市景観条例（案）のパブリックコメント実施
令和 元年 7 月 9 日	八代市景観条例の制定
令和 元年 7 月 24 日	八代市景観条例の公布
令和 元年 8 月 2 日	景観行政団体になる旨の告示
令和 元年 9 月 1 日	八代市景観条例の施行、景観行政団体へ移行
令和 元年 9 月 26 日～10 月 25 日	八代市景観計画（案）のパブリックコメント実施
令和 2 年 2 月 5 日	八代市都市計画審議会の意見聴取
令和 2 年 3 月 5 日	八代市景観計画の告示
令和 2 年 4 月 1 日	八代市景観計画の施行

2. 八代市景観計画策定委員会

(1) 八代市景観計画策定委員会 設置要綱

平成29年3月24日

告示第 30号

八代市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）に基づく八代市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定及び八代市景観条例（以下「景観条例」という。）の制定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、八代市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 景観計画の案の作成に関すること。
- (2) 景観条例の案の作成に関すること。
- (3) その他前2号に掲げる事務に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 景観行政に関し識見を有する者
- (2) 景観行政に係る団体が推薦する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定及び景観条例の制定が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務の事前調査及び調整を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は建設部建設政策課長をもって充て、部員は部会長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 八代市景観計画策定委員会 委員名簿

No.	所属団体名	役職	氏名	よみがな	備考
1	火の国未来づくりネットワーク 八代ブロック	顧問	岡田 敏代	おかだ としよ	
2	熊本県建築士会八代支部	青年部会長	尾崎 寿昭	おざき としあき	
3	一般社団法人 DMO やつしろ	代表理事	神園 喜八郎	かみぞの きはちろう	
4	八代市商工会	会長	黒木 計	くろき はかる	第1・2回
			建貝 幸一郎	たてがい こういちろう	第3・4・5回
5	まちなか活性化協議会	タウンマネージャー	櫻井 力助	さくらい りきすけ	
6	熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学科	教授	柴田 祐	しばた ゆう	委員長
7	熊本県南広域本部 土木部 景観建築課	課長	田口 順也	たぐち じゅんや	
8	八代市農業委員会	副会長	千代永 三義	ちよなが みよし	第1・2回
			内田 孝光	うちだ たかみつ	第3・4・5回
9	八代市地域協議会連絡会議	会長	徳田 武治	とくだ たけはる	
10	八代商工会議所	会頭	松木 喜一	まつき きいち	
11	湯の里日奈久振興会	理事	松本 啓佑	まつもと けいすけ	
12	八代市文化財保護委員会	委員長	松山 丈三	まつやま じょうぞう	
13	八代経済開発同友会	事務局長	盛高 経博	もりたか つねひろ	
14	熊本高等専門学校 八代キャンパス 建築社会デザイン工学科	教授	森山 学	もりやま まなぶ	副委員長
15	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川環境課	課長	山本 恭裕	やまもと やすひろ	

(順不同、敬称略)

3. アンケート調査結果（市民意向）

■実施期間：平成 29 年 3 月 10 日（金）～31 日（金）

■有効回答数：977 人

■回収率：32.6%（977 人/3,000 人）

【結果概要】

- 市民の景観に対する意識は高く、八代市全体の景観は「一部自慢できる」という評価が過半数
- 一方、居住地域の景観は「自慢できる景観はあまりない」との評価が4割
- 市民が考える良い景観は「緑があふれる、ごみのないまち」、悪い景観は「廃屋、空き家が目立つ」こと
- 「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が、良好な景観まちづくりに重要と評価
- 景観ルールは「市全域に緩やかなルール、重要な地区にきめ細やかなルールを設定」が半数
- 必要なルールは「敷地の緑化」、「建物のデザイン、色彩、素材」
- 日常生活で「不快な色彩はない」が過半数、「不快に思う屋外広告物はない」が7割と、色彩・屋外広告物に関する市民の問題意識は低い
- 市民ができる景観の取り組みは「生垣、庭先、ベランダの緑化」、「まちの清掃活動への参加」が3割
- 今後良好な景観まちづくりに向けて必要なことは、「道路の緑化」、「電線の地中化」、「公共施設の質の向上」など、公共施設に関する意見が多い

●景観の現状について

- 「普段からまちなみや自然の景観が気になる」が73%
- 全体的な八代市の景観は「一部自慢できる景観である」が53%、「自慢できる景観はあまりない」が27%
- 居住地域に「自慢できる景観はあまりない」が39%、「一部、自慢できる景観である」が33%
- 市民が考える良い景観とは「緑あふれるまち」と「ごみのない清潔なまち」が22%と同程度
- 八代市の悪い景観は「廃屋、空き家が目立つ」が23%
- 良好な景観まちづくりに重要な場所は「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が21%

●景観まちづくりのルールについて

- 「市全域に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設けたほうがよい」が47%
- 必要なルールは「住宅や店舗等の敷地の緑化」が27%、「建物のデザイン、色彩、素材」が25%

●色彩について

- 日常生活で不快な色彩は「ない」が51%、「時々ある」が44%
- 不快な色彩は「道路上や店舗前の立て看板やのぼり」が31%、「周辺の風景と色合いの違う看板」が22%
- 「重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩のみを制限すべき」が29%、「極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識にまかせるべき」が26%

●屋外広告物の制限について

- 「不快に思う屋外広告物はない」が72%、「ある」が28%
- 「飲食店街の色彩を制限すべき」が21%、「幹線道路沿線の色彩を制限すべき」が17%
- 不快な屋外広告物は「ポスターや置き看板、のぼり旗等」が26%
- 不快に思う理由は「管理の不行き届き」が19%
- 屋外広告物の規制場所は「歴史・文化が残る地区」が33%

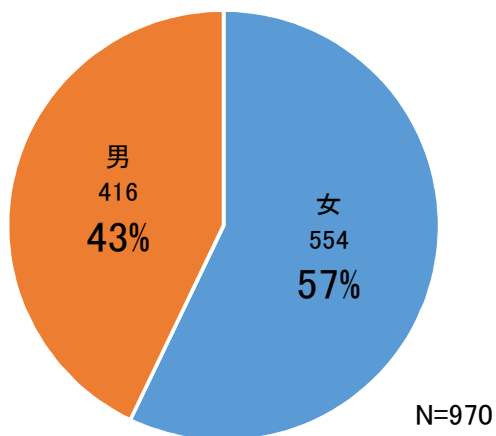
●良好な景観まちづくりに向けた取り組みについて

- 景観のためにできる取り組みは、「生垣、庭先、ベランダの花による緑化」が28%、「自治会等によるまちの清掃活動への参加」が27%
- 今後必要なことは、「街路樹・花等による道路の緑化を進める」が15%、「電線の地中化を進める」が13%、「公共施設整備の質の向上を図る」が12%

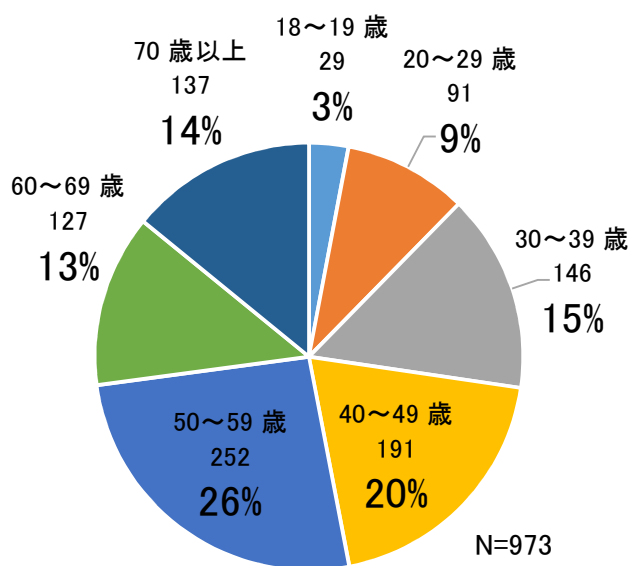
●回答者について

- ・性別については、女性が57%、男性が43%を占める。
- ・年齢は、どの年代からも回答していただいており、50代が26%、40代が20%と多い。
- ・小学校区は、どの校区からも回答していただいている。

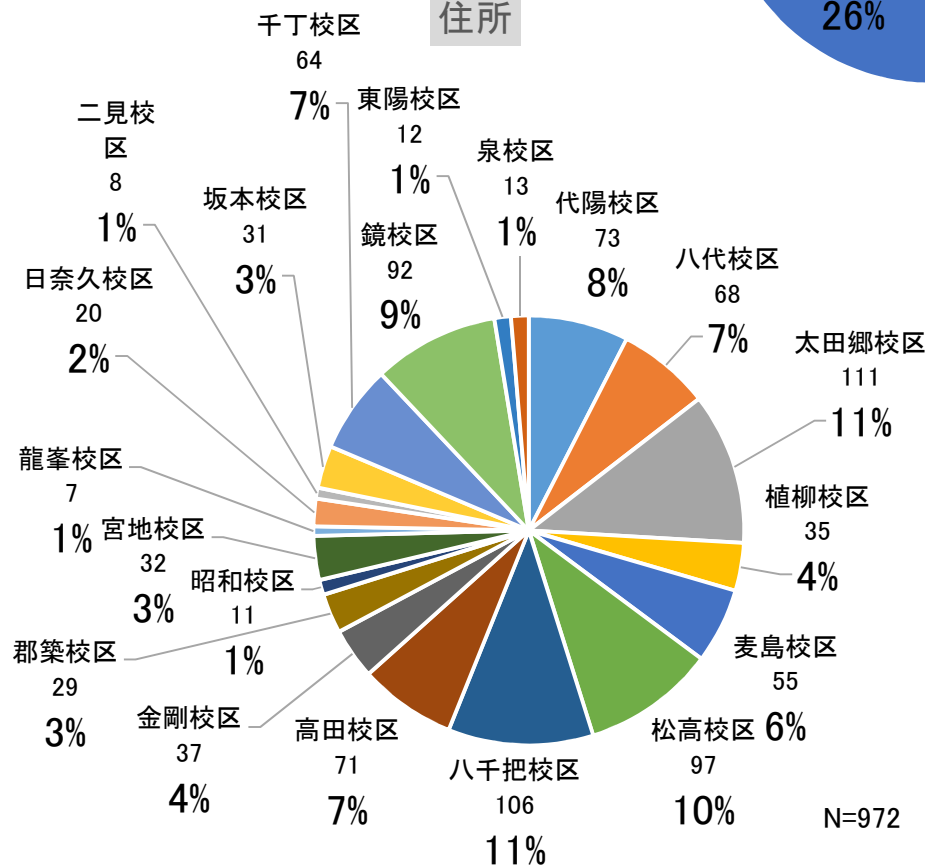
性別



年齢



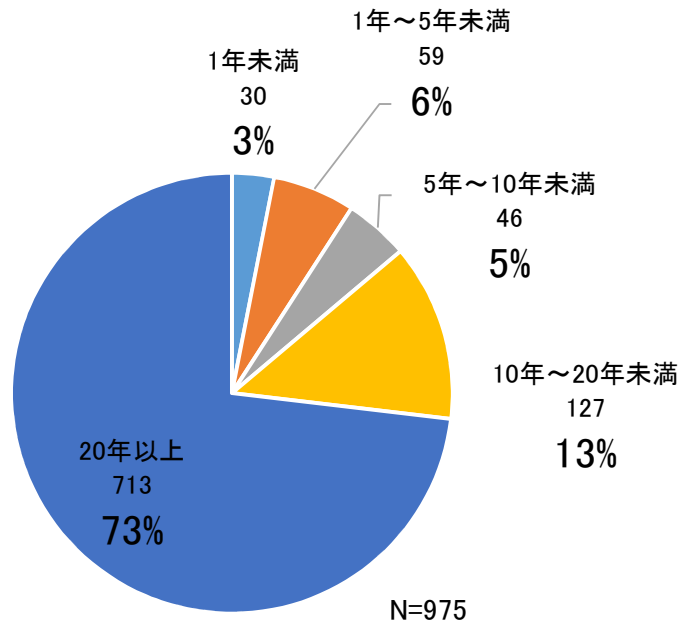
住所



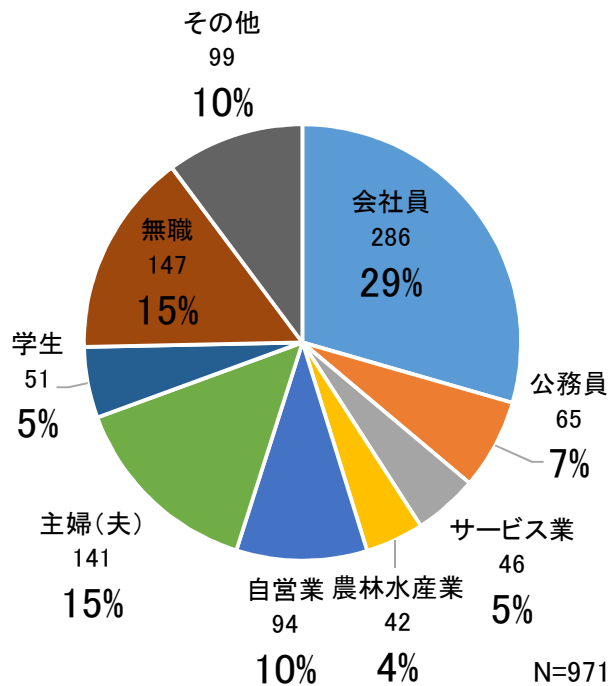
●回答者について

- ・居住年数は、20年以上の方が73%と最も多く、次いで10年～20年未満が13%と続く。
- ・職業は会社員が29%、次いで無職および主婦（夫）が15%となっている。

居住年数



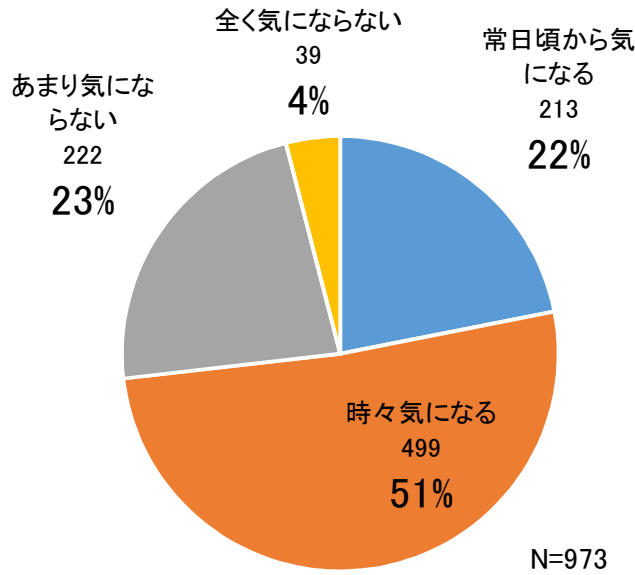
職業



● 景観の現状について

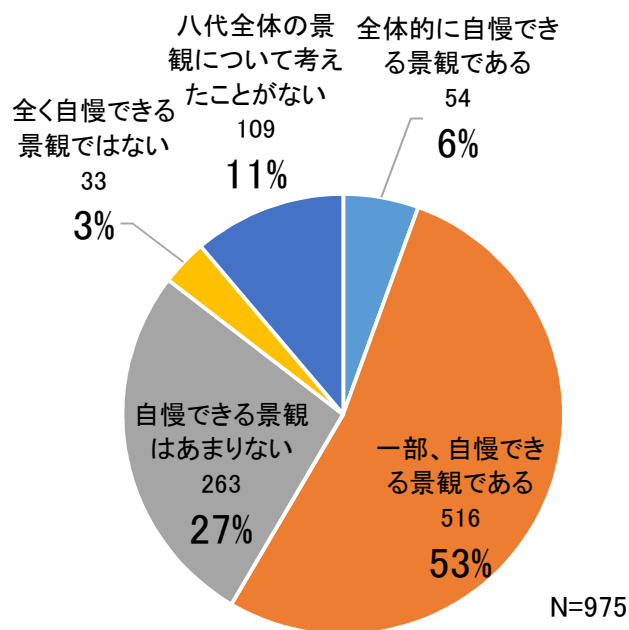
問 1. 普段、まちなみや自然の景観が気になるか？

・まちなみや自然の景観が「時々気になる」との回答が 51%と最も多く、「常日頃から気になる」の 22%と合わせると、73%の方が普段から景観が気になると回答している。



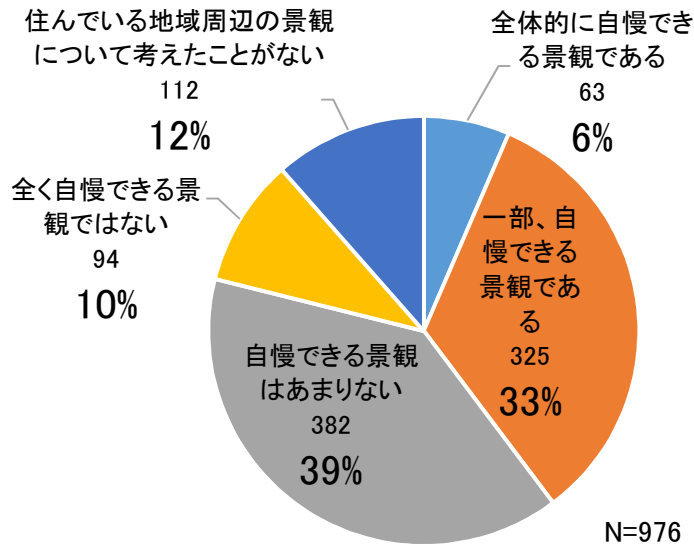
問 2. 全体的な八代市の景観について、どう思うか？

・「一部自慢できる景観である」との回答が 53%と最も多いが、「自慢できる景観はあまりない」との意見も 27%挙がっている。



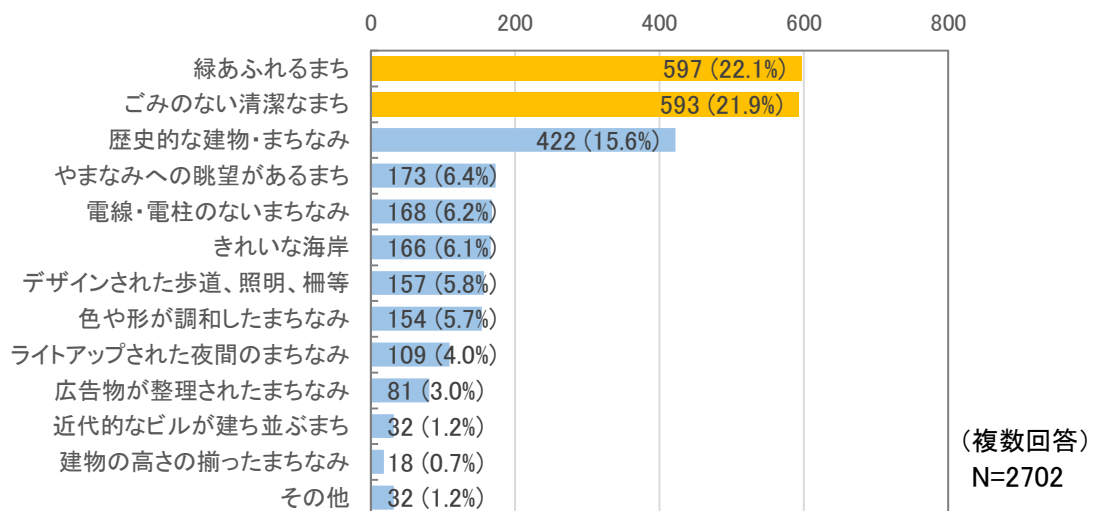
問3. 居住地域の景観について、どう思うか？

・居住地域に「自慢できる景観はあまりない」との回答が39%と最も多いが、「一部、自慢できる景観である」との意見も33%を占める。



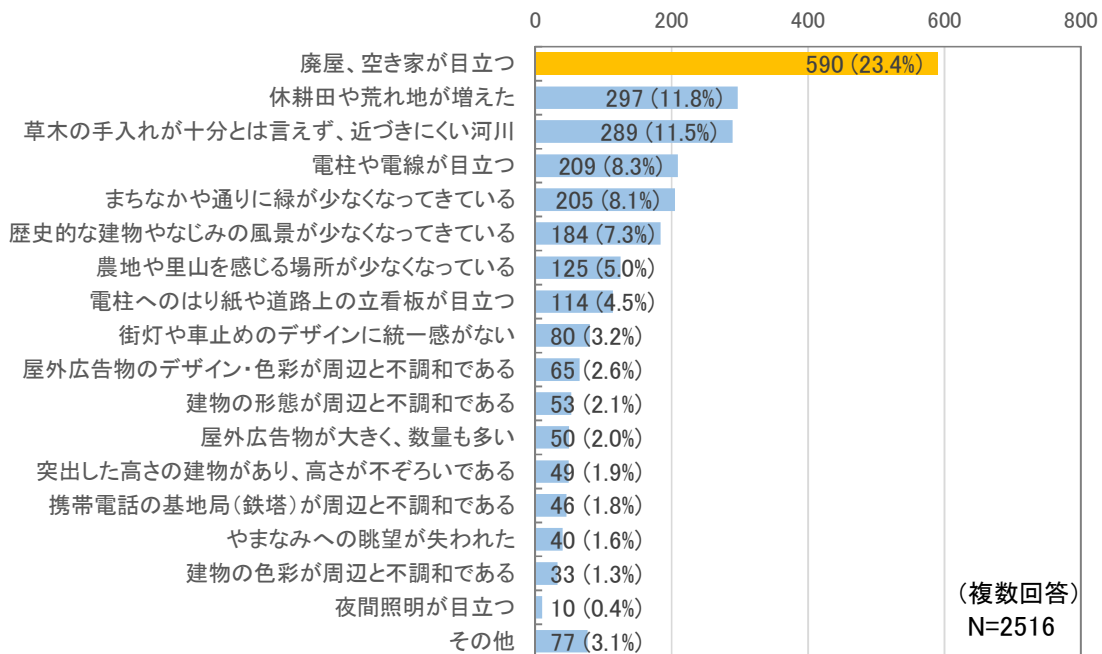
問4. 「良い景観」とは？

・市民がイメージする良い景観とは、「緑あふれるまち」と「ごみのない清潔なまち」との意見が22%と同程度を占める。



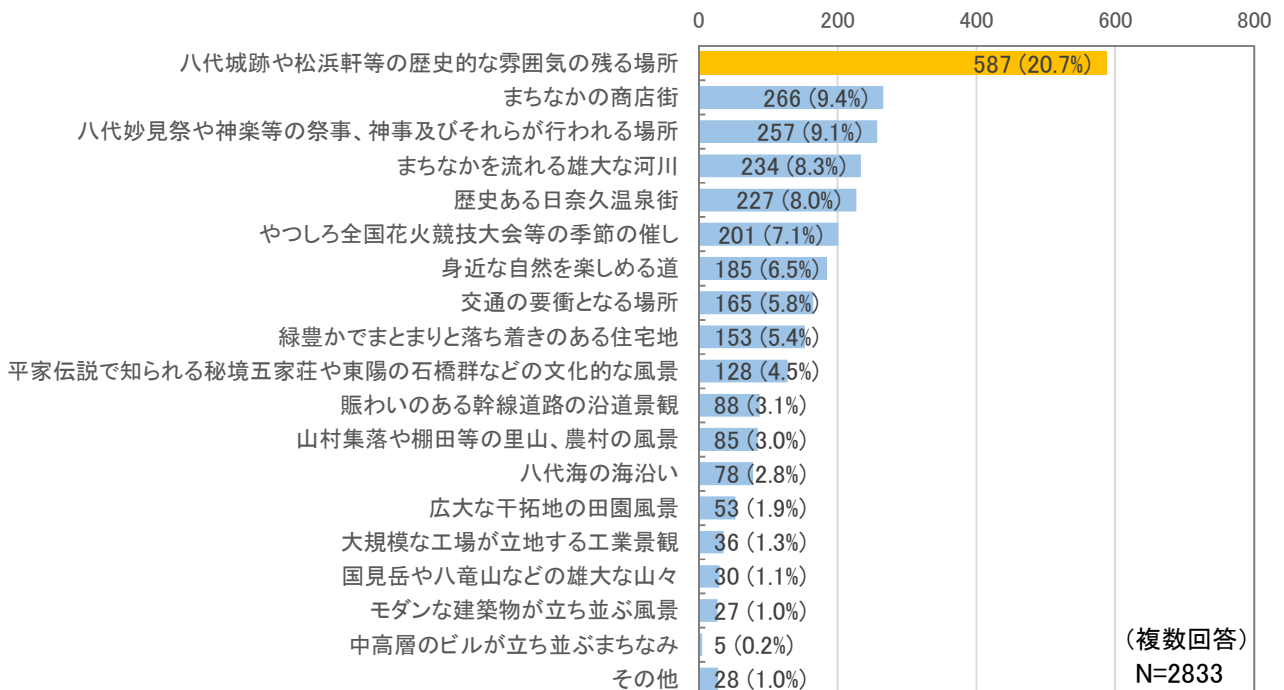
問 5. 八代市の「悪い景観」とは？

・八代市の悪い景観は、「廃屋、空き家が目立つ」が23%と群を抜いて多い。



問 6. 八代市の良好な景観まちづくりに向けて、守り、育てるべき重要な場所は？

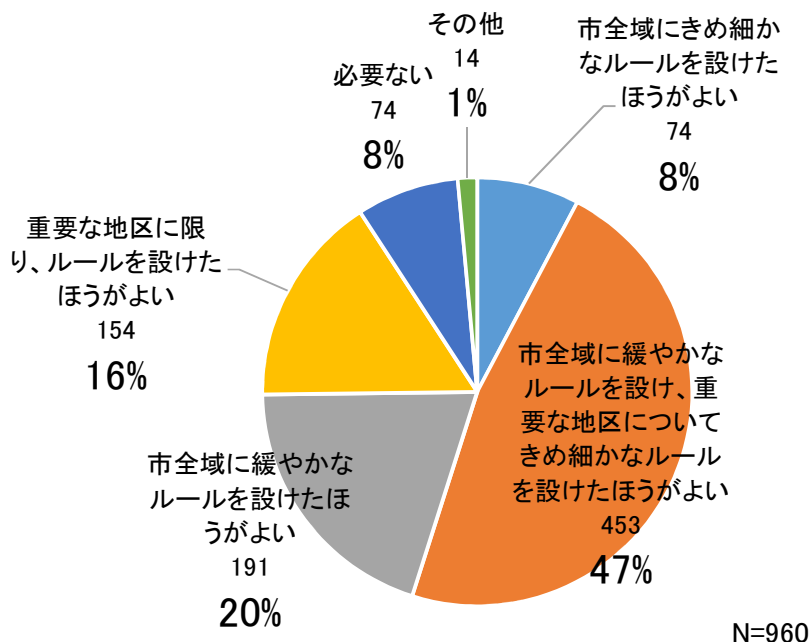
・良好な景観まちづくりに重要と思う場所は、「八代城跡や浜松軒等の歴史的な雰囲気が残る場所」が21%であり、2位以降の場所より2倍以上も多い。



● 景観まちづくりのルールについて

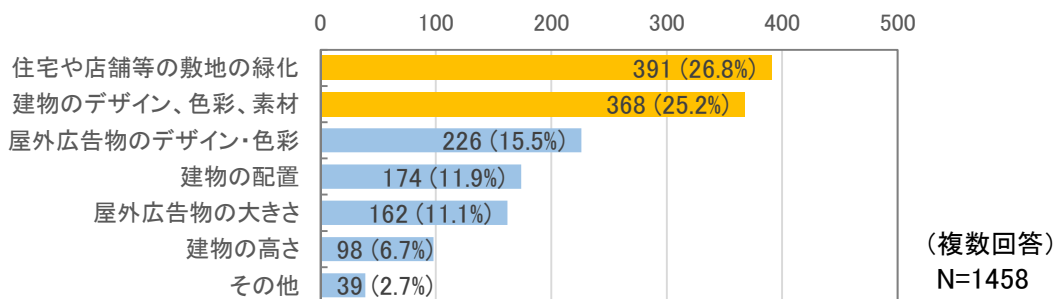
問 7. 景観まちづくりのルールは必要か？

・「市全域に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設けたほうがよい」が47%と最も多い。



問 8. 景観まちづくりに、どのようなルールが必要か？

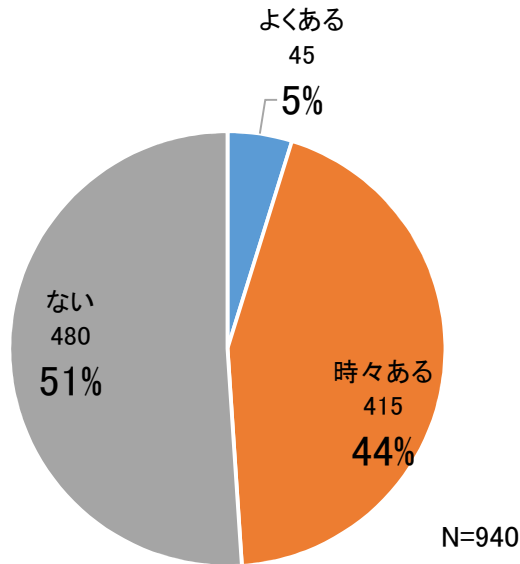
・景観まちづくりに必要なルールは、「住宅や店舗等の敷地の緑化」が27%と最も多く、次いで「建物のデザイン、色彩、素材」が25%と多い。



●色彩について

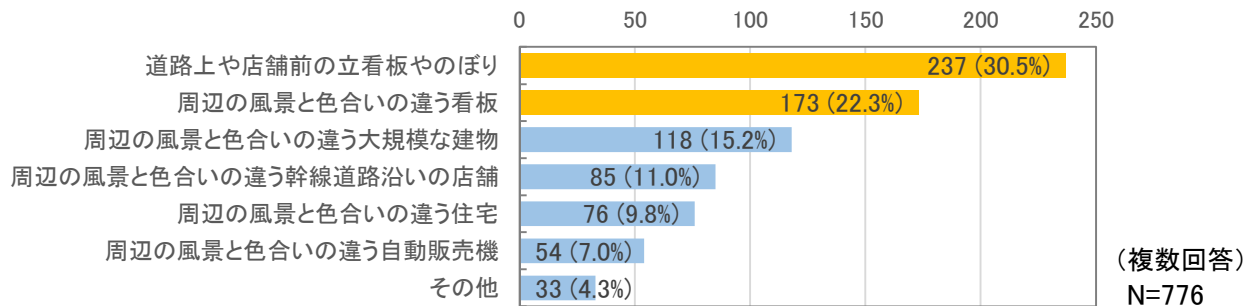
問 9. 建物や屋外広告物の色彩で、不快に思ったことはあるか？

・日常生活で不快な色彩は「ない」という意見が 51%と最も多いが、「時々ある」という意見も 44% 挙げられている。



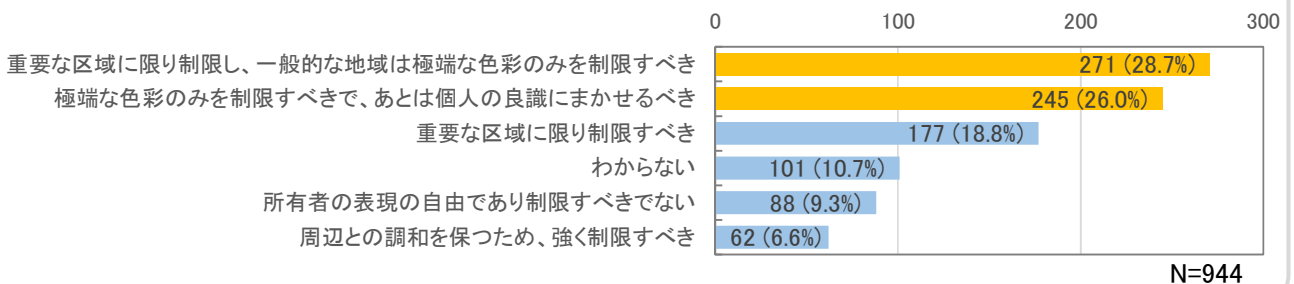
問 10. 不快に思った色彩は、どのようなものか？

・「道路上や店舗前の立て看板やのぼり」が不快な色彩であるとの意見が 31%と最も多く、次いで「周辺の風景と色合いの違う看板」が 22%と多い。



問 11. 色彩を制限すべきか？

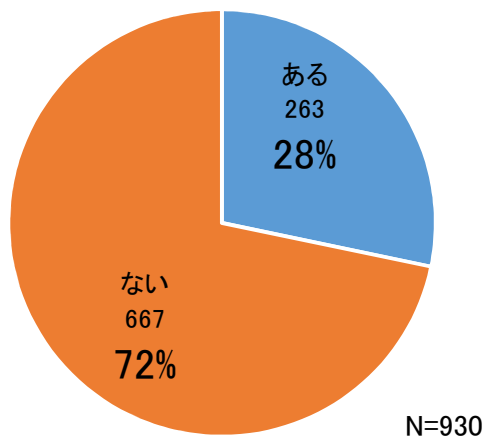
・「重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩のみを制限すべき」との意見が 29%と最も多く、次いで「極端な色彩のみを制限すべきで、あとは個人の良識にまかせるべき」との意見が 26%と多い。



●屋外広告物の制限について

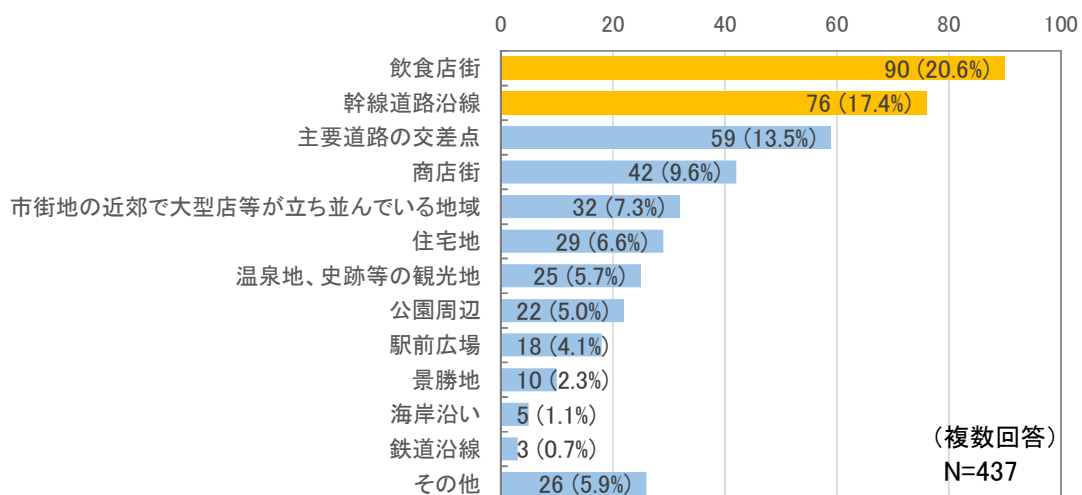
問 12. 屋外広告物で、不快に思ったことはあるか？

・「不快に思ったことはない」という意見が72%、「ある」との意見が28%を占める。



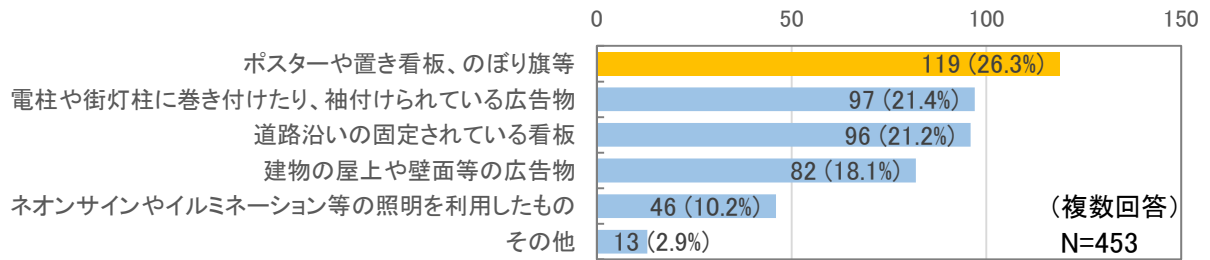
問 13. 不快に思った屋外広告物の場所は？

・不快に思った屋外広告物の場所は、飲食店街（飲み屋街等）が21%と最も多く、次いで幹線道路沿線が17%と多い。



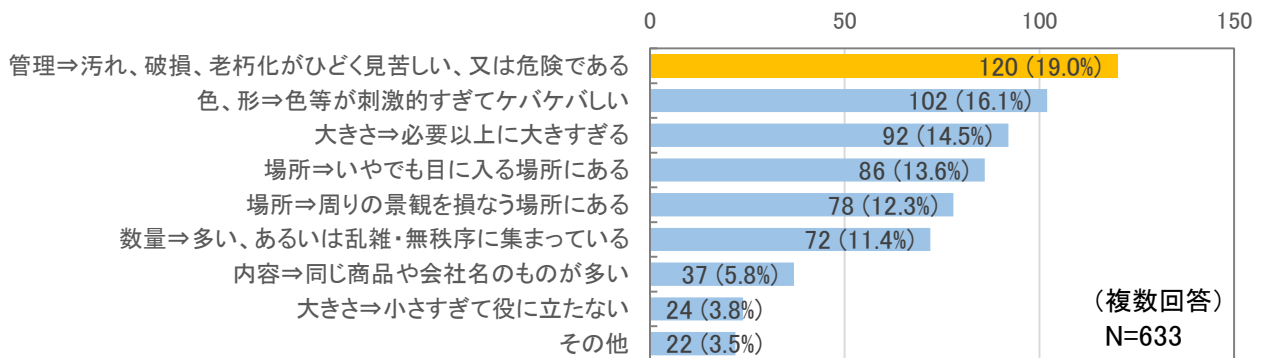
問 14. 不快に思った屋外広告物の種類は？

・不快に思った屋外広告物の種類は、「ポスターや置き看板、のぼり旗等」が26%と最も多い。



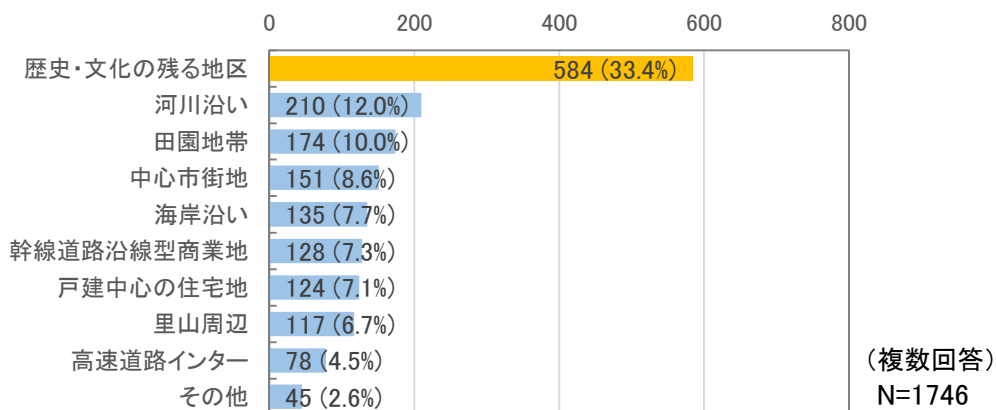
問 15. 屋外広告物を不快に思った理由は？

・不快に思った理由として「管理の不行き届き」が19%と最も多い。



問 16. 屋外広告物を規制したい場所は？

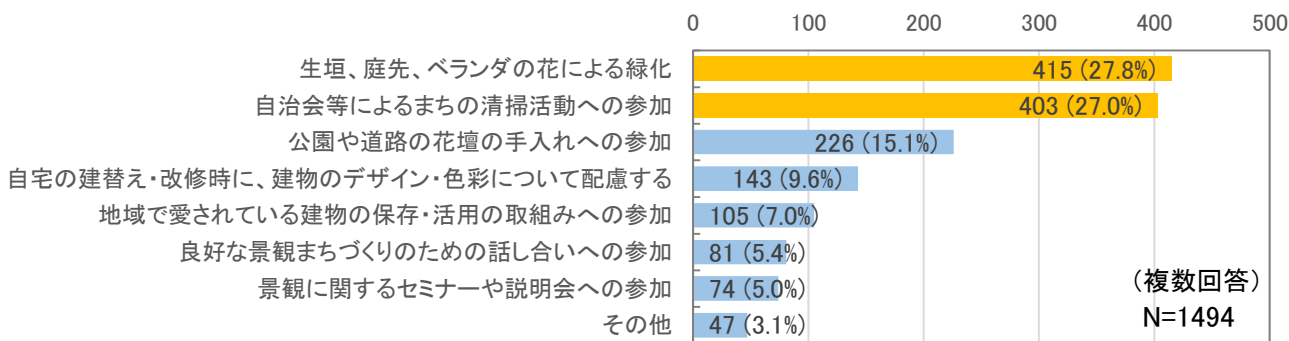
・屋外広告物を規制したい場所としては、「歴史・文化の残る地区」が33%と最も多い。



●良好な景観まちづくりに向けた取り組みについて

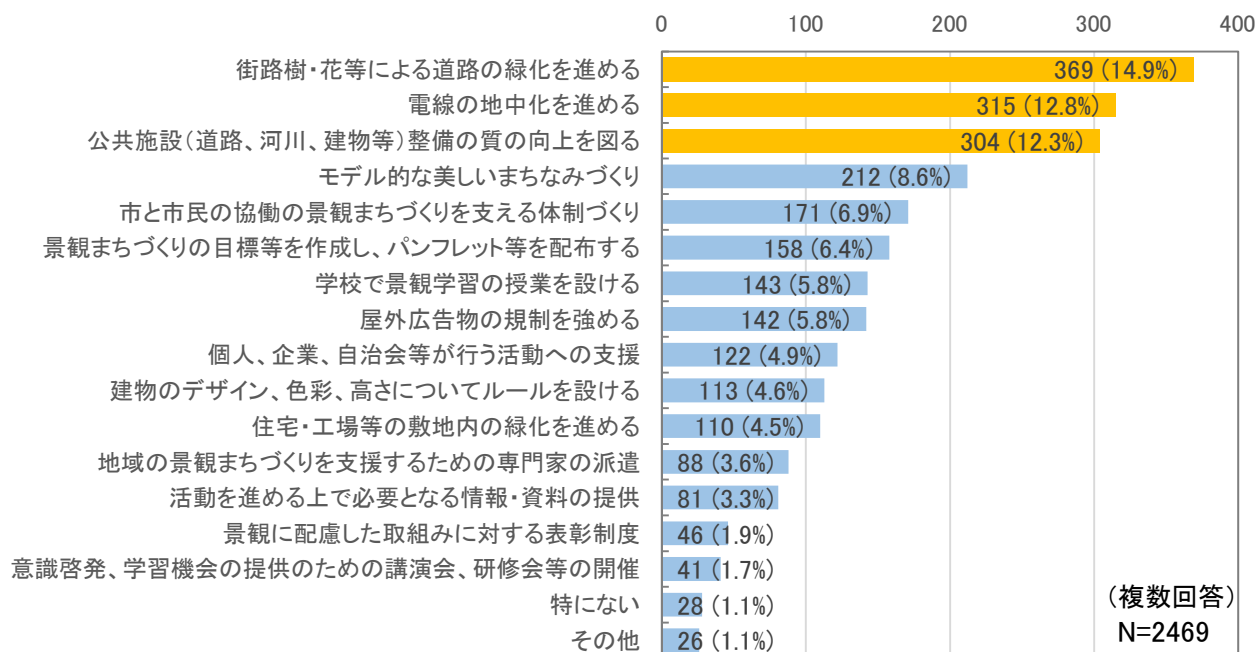
問 17. 良好な景観のために取り組んでいること、又は、取り組みたいことは？

・景観のためにできる取り組みとしては、「生垣、庭先、ベランダの花による緑化」が28%と最も多く、次いで「自治会等によるまちの清掃活動への参加」が27%と多い。

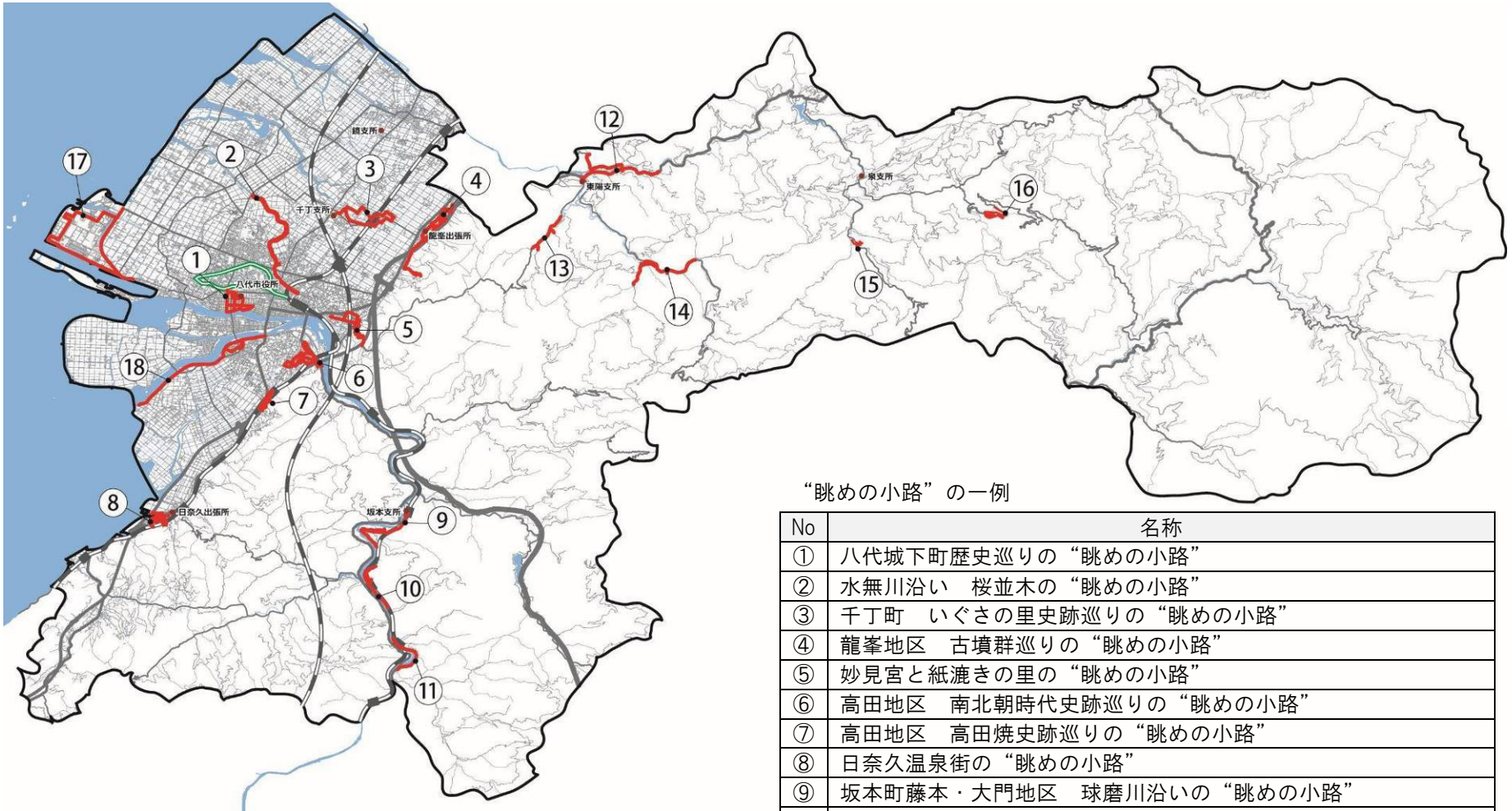


問 18. 良好な景観を守り、育てるために今後必要なことは？

・今後必要なこととしては、「街路樹・花等による道路の緑化を進める」が15%と最も多く、次いで「電線の地中化を進める」が13%、「公共施設整備の質の向上を図る」が12%と多い。



4. “眺めの小路”の一例
【全体図】



“眺めの小路”の一例

No	名称
①	八代城下町歴史巡りの“眺めの小路”
②	水無川沿い 桜並木の“眺めの小路”
③	千丁町 いぐさの里史跡巡りの“眺めの小路”
④	龍峯地区 古墳群巡りの“眺めの小路”
⑤	妙見宮と紙漉きの里の“眺めの小路”
⑥	高田地区 南北朝時代史跡巡りの“眺めの小路”
⑦	高田地区 高田焼史跡巡りの“眺めの小路”
⑧	日奈久温泉街の“眺めの小路”
⑨	坂本町藤本・大門地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑩	坂本町上葉木・下葉木地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑪	坂本町上鎌瀬・下鎌瀬・中津道地区 球磨川沿いの“眺めの小路”
⑫	東陽町氷川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑬	東陽町小浦川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑭	東陽町河俣川・美生川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”
⑮	泉町古園地区 棚田巡りの“眺めの小路”
⑯	泉町岩奥地区 棚田巡りの“眺めの小路”
⑰	工場群と樋門群の“眺めの小路”
⑱	球磨川沿いと水島の“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 緑の回廊線
- 市役所・支所等

①八代城下町歴史巡りの“眺めの小路”



臥龍梅



八代宮

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット
- 緑の回廊線



町家（シャッターアート）



札の辻跡とガラツパみこし像

②水無川沿い 桜並木の“眺めの小路”



桜並木（水無川）と工業景観

③千丁町 いぐさの里史跡巡りの“眺めの小路”



田園景観と山並み



いぐさの里公園

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- △ 眺望スポット

④龍峯地区 古墳群巡りの“眺めの小路”



龍峯山五合目から市街地を望む

⑤ 妙見宮と紙漉きの里の“眺めの小路”



籬垣



しゅうじ



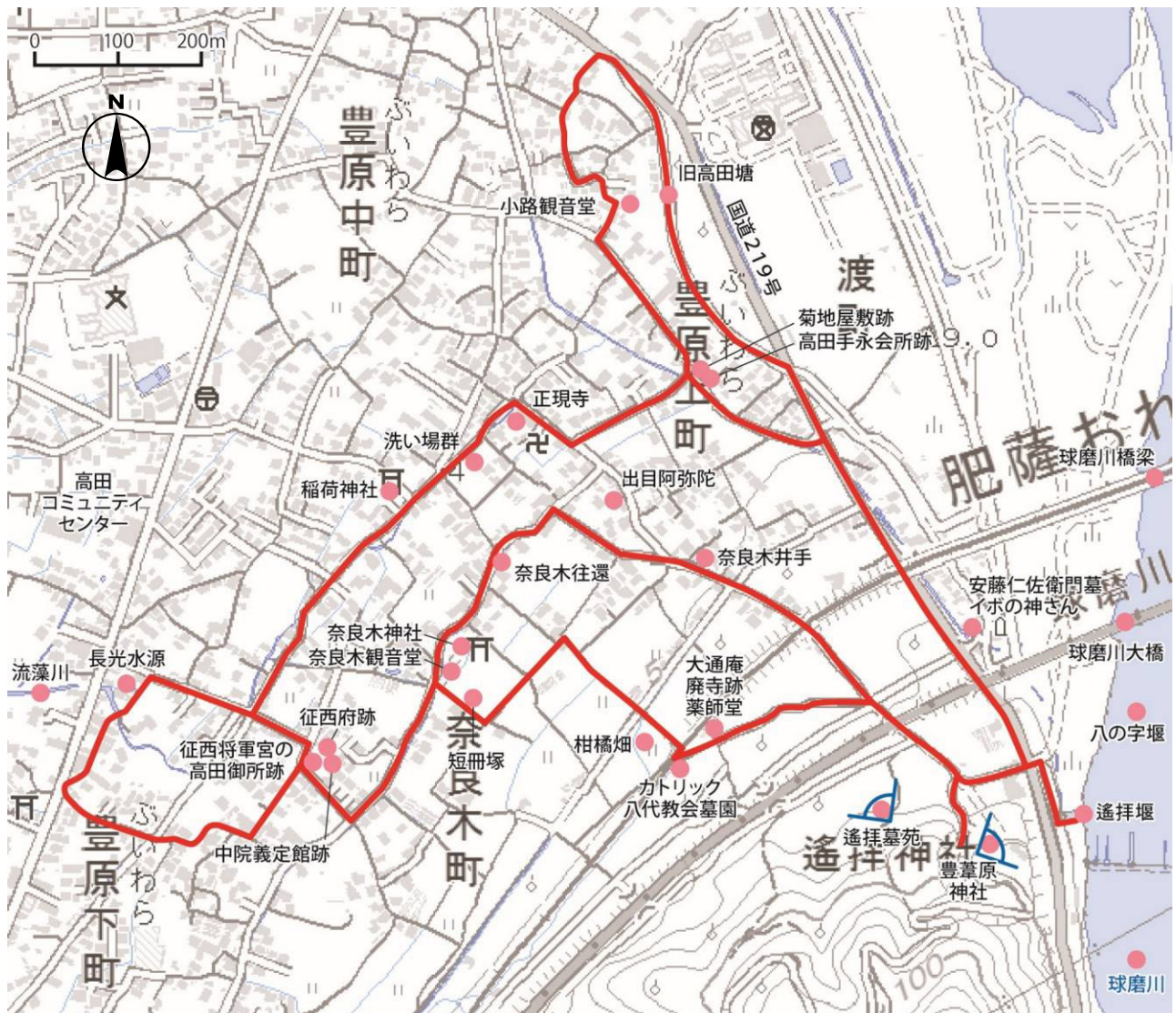
懐良親王御墓入口



悟真寺参道

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット

⑥高田地区 南北朝時代史跡巡りの“眺めの小路”



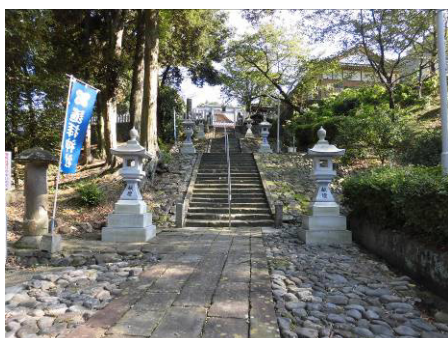
- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット



肥薩おれんじ鉄道と柑橘畑



球磨川橋梁（奥）と球磨川大橋（手前）



豊葦原神社（遙拝神社）参道



奈良木神社

⑦高田地区 高田焼史跡巡りの“眺めの小路”



平山瓦窯跡（遠景）



平山瓦窯跡（近景）

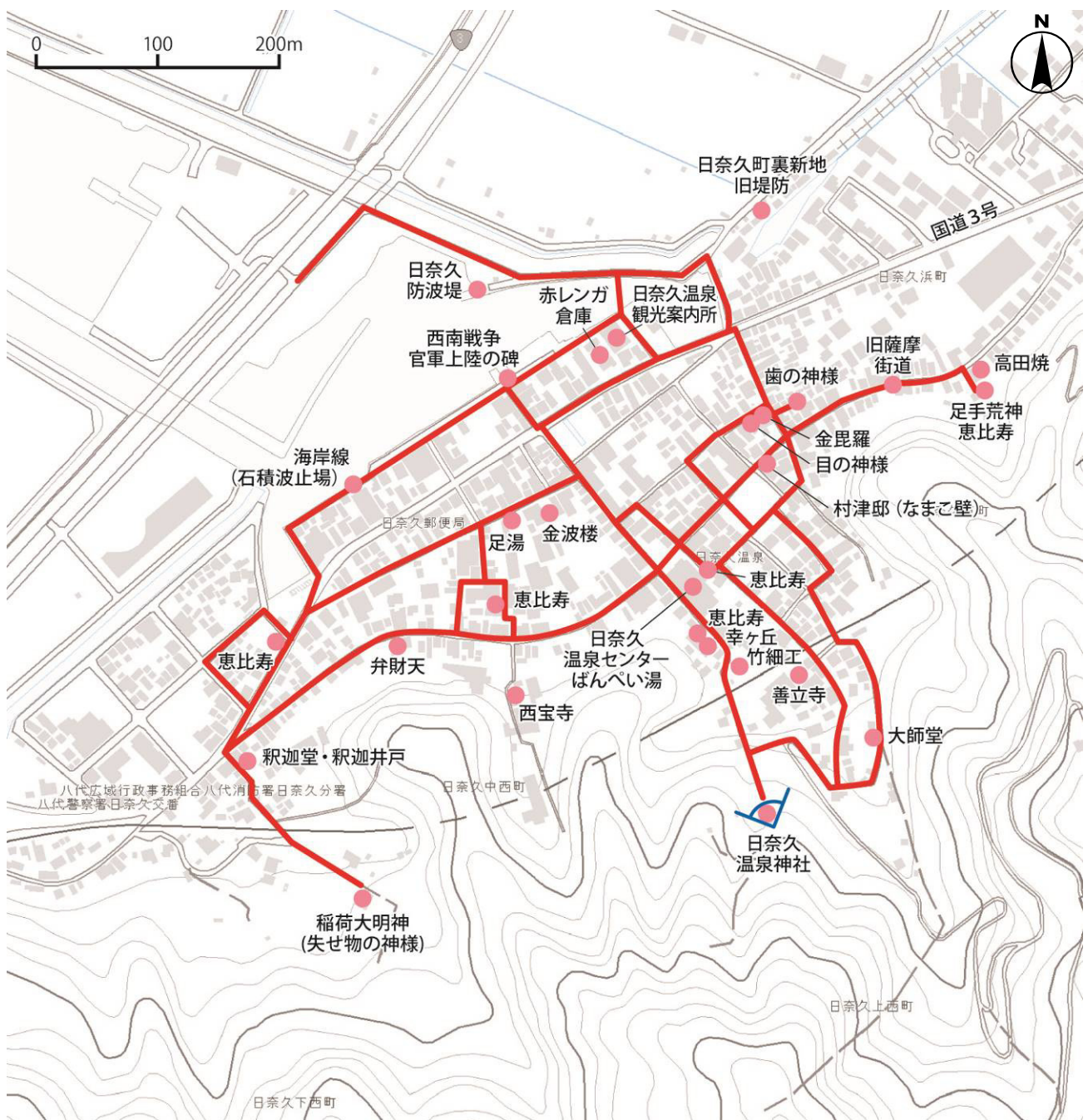


平山稲荷神社



平山稲荷神社より市街地を望む

⑧日奈久温泉街の“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット

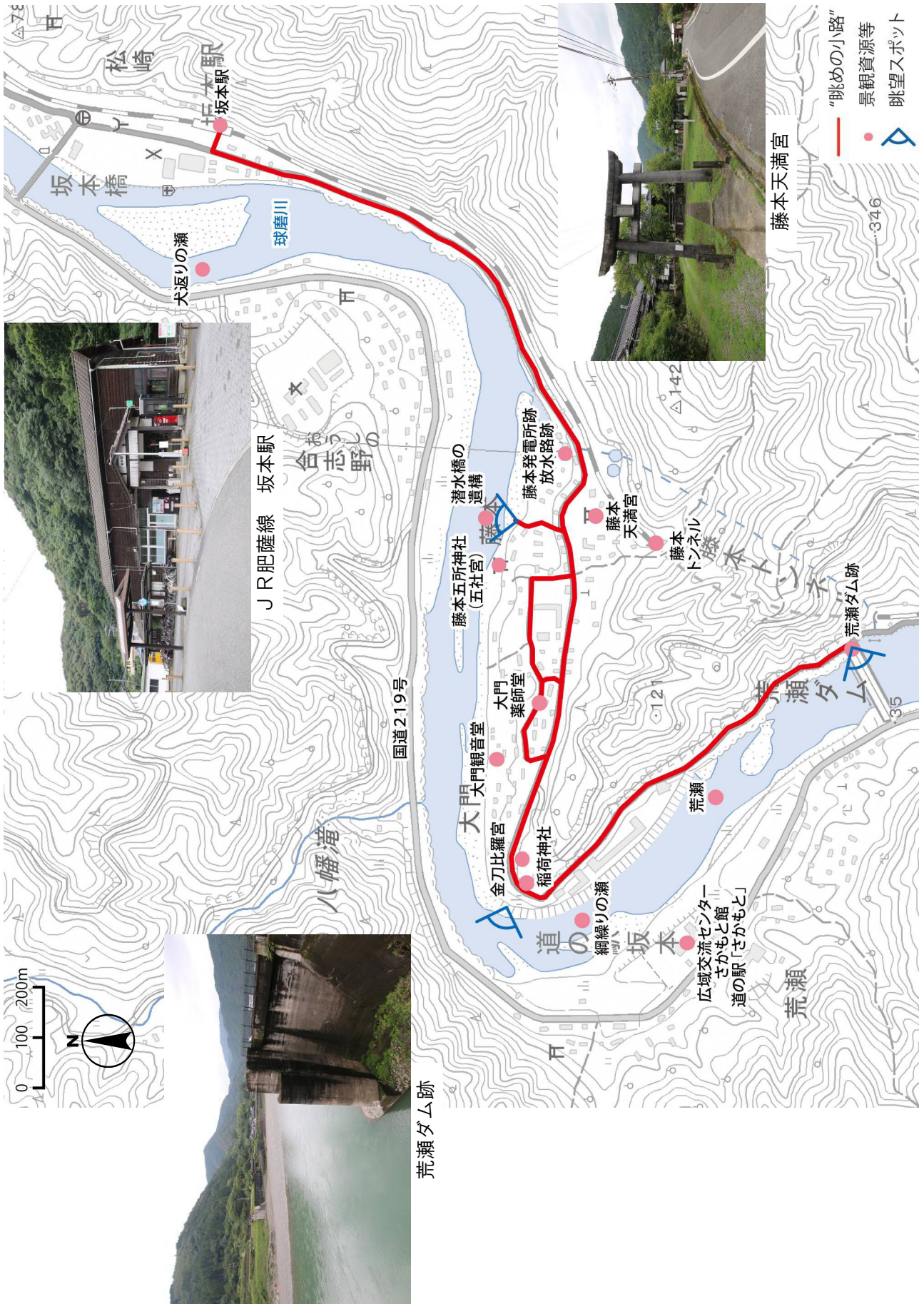


路地の灯籠



日奈久温泉神社参道

⑨坂本町藤本・大門地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



⑩坂本町上葉木・下葉木地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



①坂本町上鎌瀬・下鎌瀬・中津道地区 球磨川沿いの“眺めの小路”



中津道阿蘇神社



球磨川第一橋梁

- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット

⑫東陽町氷川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



東陽石匠館

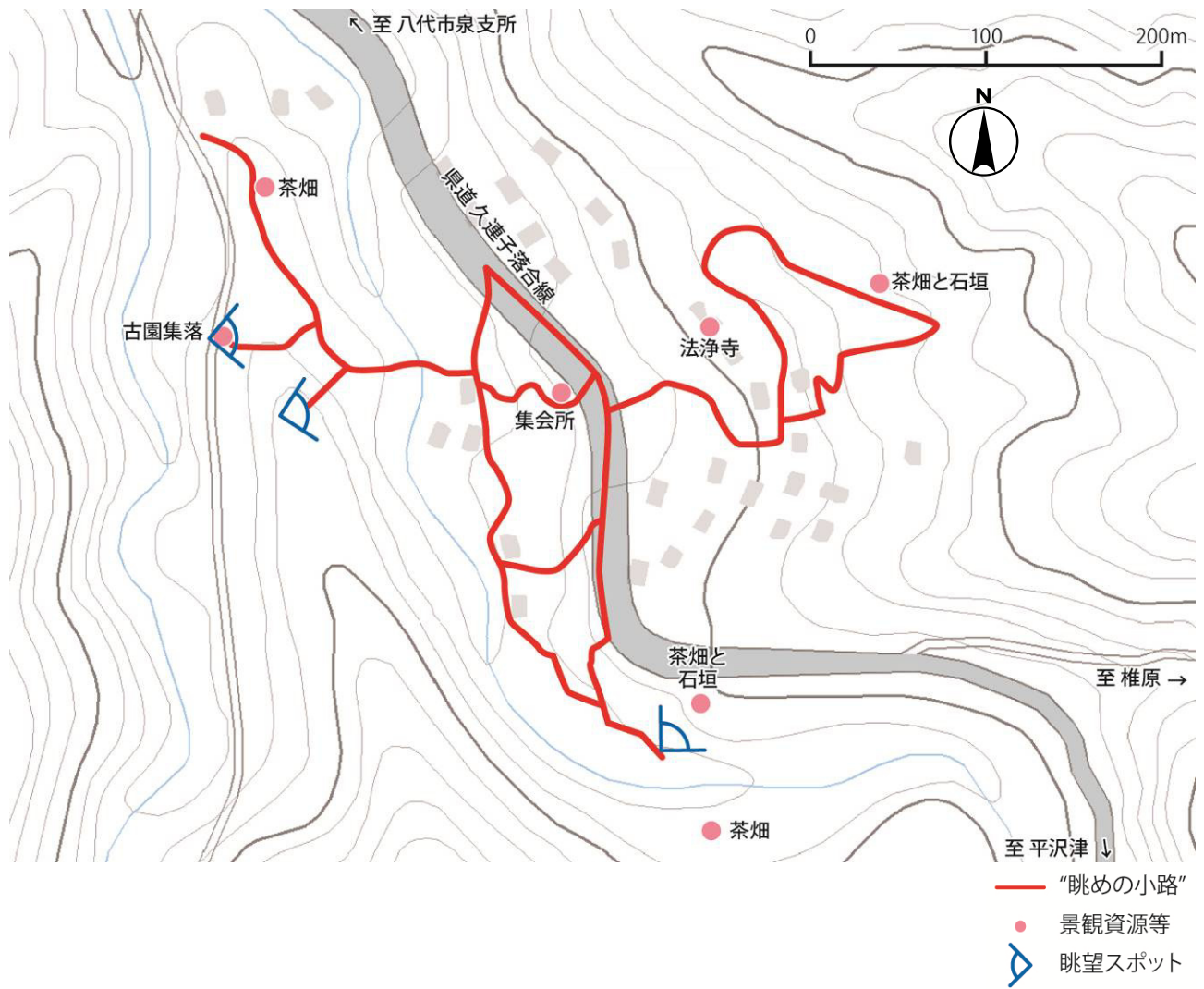
⑬東陽町小浦川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



⑭東陽町河俣川・美生川沿い 石橋巡りの“眺めの小路”



⑮泉町古園地区 棚田巡りの“眺めの小路”

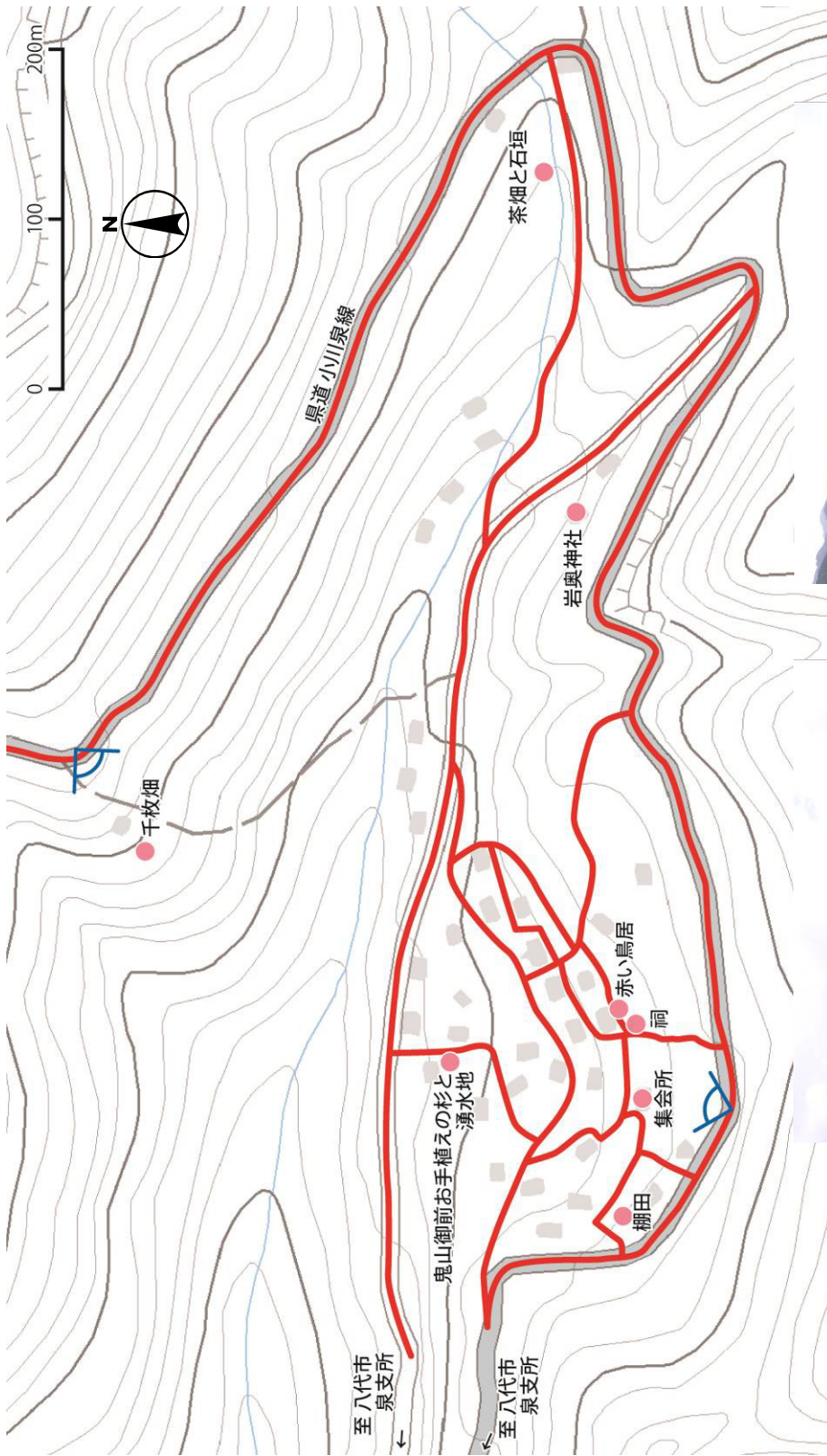


里山の集落と段々茶畑



段々茶畑

⑩泉町岩奥地区 棚田巡りの“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- △ 眺望スポット



里山の集落（遠景）



里山の集落（近景）

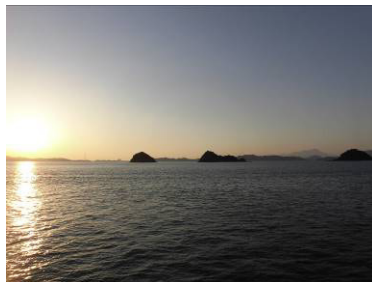
⑰工場群と樋門群の“眺めの小路”



- “眺めの小路”
- 景観資源等
- ▷ 眺望スポット



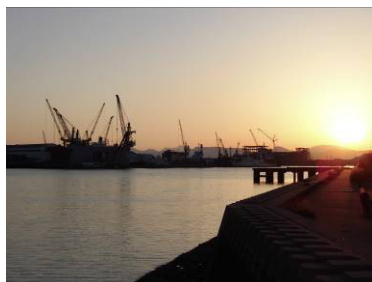
ガントリークレーン



三ツ島と夕日



八代海と工業景観

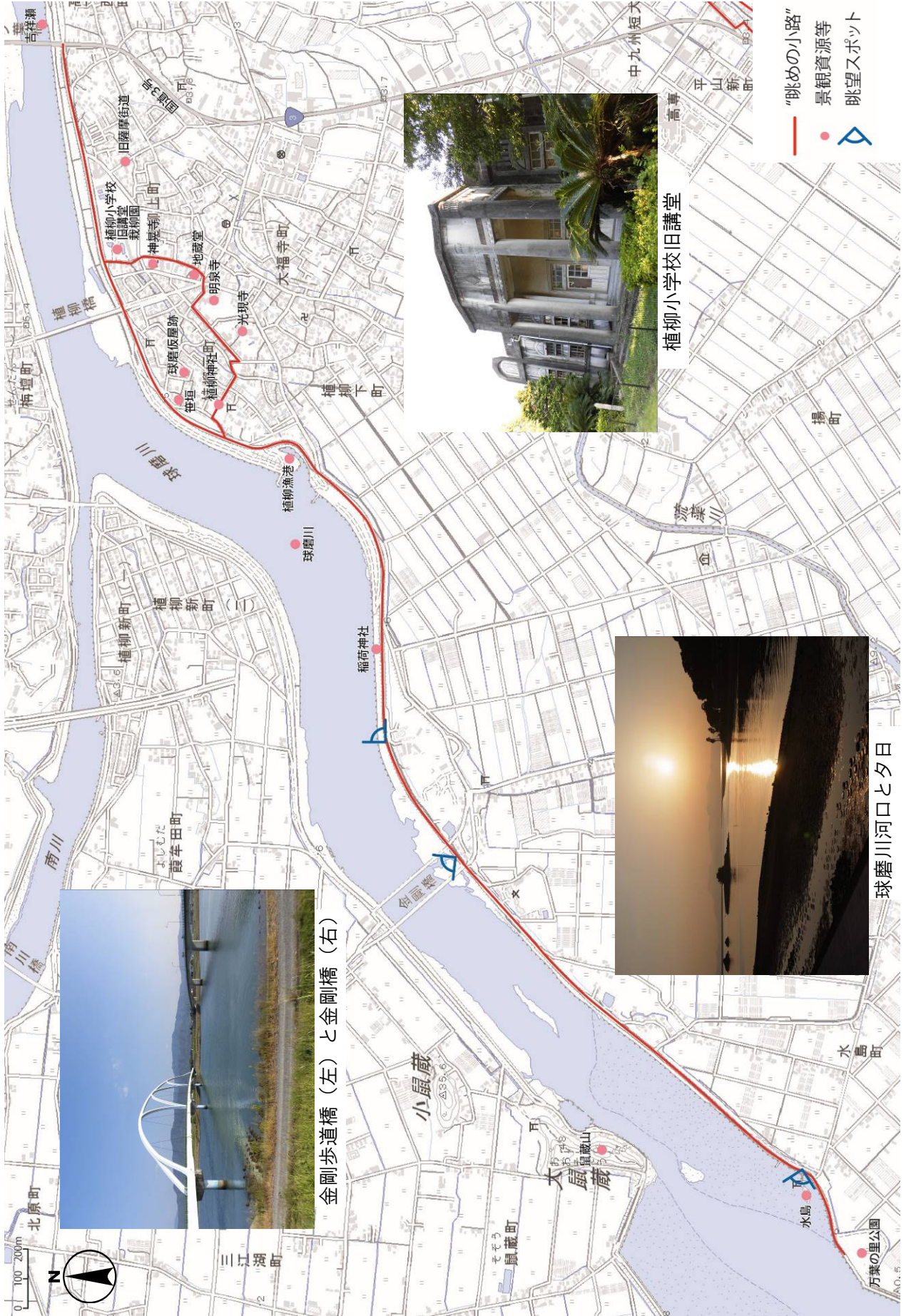


クレーン群と夕日



クレーン群と船舶

⑧球磨川沿いと水島の“眺めの小路”



金剛歩道橋 (左) と金剛橋 (右)

